

# 熱中症予防のための新たな情報発信「熱中症警戒アラート（試行）」について

令和2年夏（7月1日～10月28日）に関東甲信地方において先行的に実施

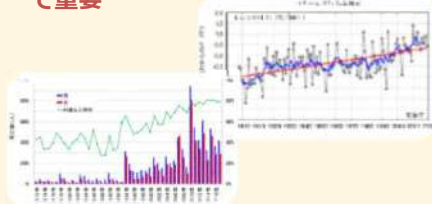


## 熱中症警戒アラート（試行）

環境省・気象庁が新たに提供する、暑さへの「気づき」を呼びかけるための情報。熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に発表し、国民の熱中症予防行動を効果的に促す。

### 1. 背景

- 熱中症による**死亡者数・救急搬送者数**は増加傾向にあり、気候変動等の影響を考慮すると**熱中症対策は極めて重要**



### 2. 発表方法

- 高温注意情報を、熱中症の発生との関係が高い**暑さ指数（WBGT）**を用いた新たな情報に置き換える

暑さ指数（WBGT）とは、人間の熱バランスに影響の大きい

**気温 湿度 輻射熱**  
**1 : 7 : 2**

の3つを取り入れた暑さの厳しさを示す指標です。

※各地域の暑さ指数は環境省の熱中症予防情報サイト参照

### 3. 発表の基準

- 都県内のどこかの地点で暑さ指数（WBGT）が**33℃を超える場合**に発表

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき生活活動の目安*	日常生活における注意事項†	熱中症予防情報提供‡
33℃以上	すべての生活活動で熱中症の危険性	屋外においては安全対策でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に滞在する。	運動は即時中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもは中止させる。
28～31℃	すべての生活活動で熱中症の危険性	外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	運動は即時中止 熱中症の危険性が高いので、涼しい運動や外出先など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分程度に休憩をとり水分・塩分の補給を行う。熱中症に陥らないよう運動を継続させる。
25～28℃	中高暑以上の生活活動で熱中症の危険性	運動や涼しい作業をする時は適切な水分・塩分の補給を取り入れる。	運動は即時中止 熱中症の危険性が高いため、発熱防止に注意し、十分な水分・塩分の補給を行う。熱中症に陥らないよう運動を継続させる。
21～25℃	強い生活活動で熱中症の危険性	一般的に暑さ指数が低い場合は、運動や涼しい作業には注意する必要がある。	注意（情報提供の開始） 熱中症による熱中症が発生する可能性がある。事前に十分な水分・塩分の補給を行う。熱中症に陥らないよう運動を継続させる。

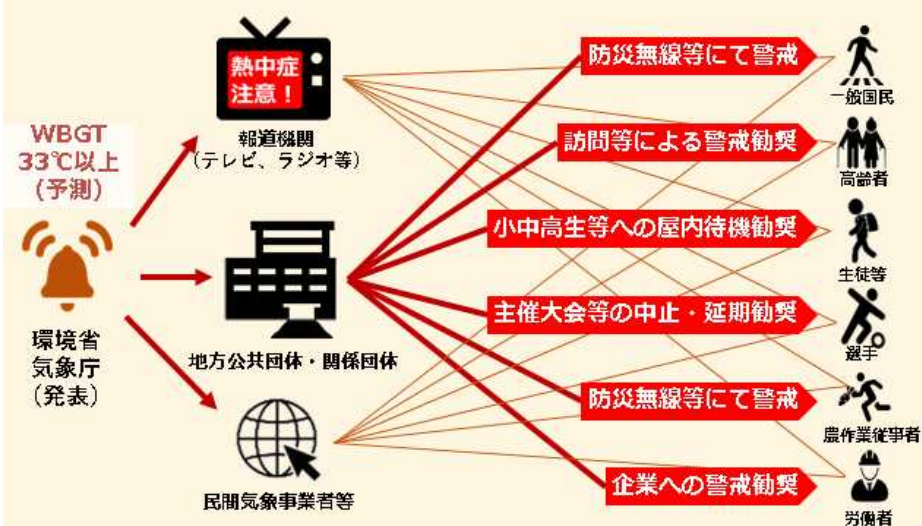
注1) 日本生気象学会指針より引用  
注2) 日本スポーツ協会指針より引用

### 4. 発表の地域単位・タイミング

- <地域単位>
- 都県単位で発表
  - 該当都県内の観測地点毎の予測される暑さ指数（WBGT）も情報提供

- <タイミング>
- 前日の17時頃及び当日の朝5時頃に最新の予測値を元に発表
  - 報道機関の夜及び朝のニュースの際に報道いただくことを想定
  - 「気づき」を促すものであるため、一度発表したアラートはその後の予報で基準を下回っても取り下げない

### 5. 情報の伝達方法（イメージ）



### 6. 発表時の熱中症予防行動例

- 熱中症の危険性が極めて高くなると予想される日の前日または当日に発表されるため、**日頃から実施している熱中症予防対策を普段以上に徹底することが重要。**
- (例)
- ▶ 普段以上に室内の気温・湿度、あるいは暑さ指数（WBGT）を確認し、エアコン等を適切に使用する。
  - ▶ 不要・不急の外出を避け、涼しい屋内で過ごすようにする。
  - ▶ 高齢者、障害者、子供等に対しては周囲の方々から特に声をかける。
  - ▶ 空調機器が設置されていない屋内及び屋外での運動や活動等の中止・延期等を検討する

### 7. 令和2年度夏の先行的実施と検証について

- 令和2年度夏（7月1日～10月28日）に、**関東甲信地方**（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県）において**先行的に実施**
  - ▶ 先行的実施の際は、関東甲信地方は現在の高温注意情報の発表基準を暑さ指数に換え、熱中症警戒アラート（試行）として発表
  - ▶ 関東甲信地方以外は例年通り気温を基準とした高温注意情報を発表
- 先行的実施を踏まえ、今秋以降に本格実施に向けて**検証し、課題を改善**
- **令和3年度から全国で本格実施予定**